広島県告示第百四十一号

平成十七年広島県告示第三百六十七号（臨港地区内における分区の指定）及び令和四年広島県告示第百四十二号（平成十七年広島県告示第三百六十七号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）の一部変更）の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

令和七年二月六日

福山港港湾管理者　広島県

代表者　広島県知事　湯　﨑　英　彦

変更前			変更後		
区域	分区の種類	面積（ヘクタール）	区域	分区の種類	面積（ヘクタール）
福山市港町二丁目、同市東川口町一丁目、同市引野町、同市一文字町、同市新涯二丁目、同市箕島町及び同市箕沖町のそれぞれの一部	商港区	四四・三	福山市港町二丁目、同市東川口町一丁目、同市引野町、同市一文字町、同市新涯二丁目、同市箕島町及び同市箕沖町のそれぞれの一部並びに同市鞆町後地地先公有水面埋立地	商港区	四五・二
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）